○経済産業省令第　　号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和　　年　　月　　日

経済産業大臣　名

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則（昭和六十三年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（破壊されたことの確認） 第十条の二　法第十一条第一項の規定による確認を受けようとする者は、様式第八による申請書に様式第八の二による証明書を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。 （原料としての使用の確認） 第十条の三　法第十二条の規定による確認を受けようとする者は、様式第九による申請書に様式第九の二による証明書を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。	［新設］ （原料としての使用の確認） 第十条の二　法第十二条の規定による確認を受けようとする者は、様式第八による申請書に様式第九による証明書を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

（特定用途としての使用の確認）

第十条の四　法第十三条の規定による確認を受けようとする者は、様式第十による申請書に様式第十の二による証明書を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

（確認製造者の変更の届出）

第十条の五　法第十四条の規定による届出をしようとする者は、様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（承継の届出）

（特定用途としての使用の確認）

第十条の三　法第十三条の規定による確認を受けようとする者は、様式第十による申請書に様式第十一による証明書を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

（確認製造者の変更の届出）

第十条の四　法第十四条の規定による届出をしようとする者は、様式第十二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（承継の届出）

第十一条　法第十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十二による届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　法第十五条第一項の規定により特定物質等の製造の事業の全部の譲受けによつて許可製造者又は確認製造者の地位を承継した者にあつては、様式第十三による書面及び当該譲受けの事実を証する書類

二　法第十五条第一項の規定により相続によつて許可製造者又は確認製造者の地位を承継した相続人であつて、二人以上の相続人の全員の同意により事業を継続すべき相続人として

第十一条　法第十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十三による届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　法第十五条第一項の規定により特定物質等の製造の事業の全部の譲受けによつて許可製造者又は確認製造者の地位を承継した者にあつては、様式第十四による書面及び当該譲受けの事実を証する書類

二　法第十五条第一項の規定により相続によつて許可製造者又は確認製造者の地位を承継した相続人であつて、二人以上の相続人の全員の同意により事業を継続すべき相続人として

選定されたものにあつては、様式第十四による書面及び当該相続人の戸籍謄本

三　法第十五条第一項の規定により相続によつて許可製造者又は確認製造者の地位を承継した相続人であつて、前号に規定する相続人以外のものにあつては、様式第十五による書面及び当該相続人の戸籍謄本

四　（略）

五　法第十五条第一項の規定により分割によつて許可製造者又は確認製造者の地位を承継した法人にあつては、様式第十六による書面及び当該法人の登記事項証明書

選定されたものにあつては、様式第十五による書面及び当該相続人の戸籍謄本

三　法第十五条第一項の規定により相続によつて許可製造者又は確認製造者の地位を承継した相続人であつて、前号に規定する相続人以外のものにあつては、様式第十六による書面及び当該相続人の戸籍謄本

四　（略）

五　法第十五条第一項の規定により分割によつて許可製造者又は確認製造者の地位を承継した法人にあつては、様式第十六の二による書面及び当該法人の登記事項証明書

備考　表中の［　］は注記である。

様式第九を様式第九の二とし、次のように改める。

※様式第九の二を挿入

様式第八を様式第九とし、次のように改める。

※様式第九を挿入

様式第七の次に次の二様式を加える。

※様式第八及び第八の二を挿入

様式第十を次のように改める。

※様式第十を挿入

様式第十一を様式第十の二とし、様式第十二から様式第十六までを一号ずつ繰り上げ、様式第十六の二を様式第十六とする

附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

様式第９の２（第１０条の３関係）

特定物質等の原料使用の証明書

年　月　日

経済産業大臣　　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名　　㊞
住所
法人番号

特定物質等が原料として使用されたことを別紙のとおり証明します。

備考

１　数量の単位はキログラムとし、小数点第一位を四捨五入して記入すること。

２　別紙は、別紙１に記載される者ごとにそれぞれ作成し、その同意書を添付すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

５　法人番号の指定を受けた者は、１３桁の法人番号を記載すること。

使用されることが確実である場合について、この様式による要領で作成する場合にあつては、原料として使用された場合に係る相当用語を原料として使用されることが確実である場合に係る相当用語に書き換えるものとすること。

別紙

１　原料として使用した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

２　使用に係る設備及び貯蔵の場所

３　使用に係る設備機能及び構造

４　使用した特定物質等の種類及び使用した年月日

５　使用した特定物質等の入荷年月日、入荷数量及び入荷元

６　使用に係る反応生成物の種類ごとの数量及びその化学反応式

７　使用に係る反応の収率及び未反応の特定物質等がある場合には除害装置等により当該特定物質等を除害した除害率

８　原料として使用した特定物質等の数量及び未反応の特定物質等にあつてはその数量

様式第９（第１０条の３関係）

原料として使用された特定物質等の製造確認申請書

年　月　日

経済産業大臣　　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名　　㊞
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第１２条第１項の確認を受けたいので、同条第２項の規定により次のとおり申請します。

１　原料として使用した者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
２　原料として使用した特定物質等の種類及び数量
３　使用に係る反応生成物の種類ごとの数量
４　使用に係る設備及び貯蔵の場所
５　使用した年月日
６　製造しようとする特定物質等の製造及び貯蔵の場所
７　副生成物として議定書附属書ＦのグループⅡに属する物質が生じる場合にあつては、当該物質の破壊を行う者の氏名（法人にあつては、その名称及び当該法人の代表者の氏名）及び住所並びに破壊方法

備考

１　様式第９の２「特定物質等の原料使用の証明書」を添付すること。
２　数量の単位はkgとし、小数点第一位を四捨五入して記入すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
５　法人番号の指定を受けた者は、１３桁の法人番号を記載すること。

使用されることが確実である場合について、この様式による要領で作成する場合にあっては、原料として使用された場合に係る相当用語を原料として使用されることが確実である場合に係る相当用語に書き換えるものとすること。

様式第８（第１０条の２関係）

破壊された特定物質等の製造確認申請書

年　月　日

経済産業大臣　　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名　　㊞
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第１１条第１項の確認を受けたいので、同条第２項の規定により次のとおり申請します。

１　破壊を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
２　破壊された特定物質等の種類及び数量
３　破壊に係る設備の場所
４　破壊された年月日
５　破壊に用いた技術又は装置
６　製造しようとする特定物質等の種類及び数量
７　製造しようとする特定物質等の製造及び貯蔵の場所

備考

１　様式第８の２「特定物質等の破壊数量の証明書」を添付すること。
２　数量の単位はキログラムとし、小数点第一位を四捨五入して記入すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
５　法人番号の指定を受けた者は、１３桁の法人番号を記載すること。

破壊されることが確実である場合について、この様式による要領で作成する場合にあつては、破壊された場合に係る相当用語を破壊されることが確実である場合に係る相当用語に書き換えるものとすること。

様式第８の２（第１０条の２関係）

特定物質等の破壊数量の証明書

年　月　日

経済産業大臣　　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名　　㊞
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第１１条第１項の経済産業省令、環境省令で定める基準に従い破壊された数量を別紙のとおり証明します。

備考

１　数量の単位はキログラムとし、小数点第一位を四捨五入して記入すること。

２　別紙は、別紙１に記載される者ごとにそれぞれ作成し、その同意書を添付すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

５　法人番号の指定を受けた者は、１３桁の法人番号を記載すること。

破壊されることが確実である場合について、この様式による要領で作成する場合にあつては、破壊された場合に係る相当用語を破壊されることが確実である場合に係る相当用語に書き換えるものとすること。

別紙

１　破壊を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

２　破壊に係る設備の場所

３　破壊に用いた技術又は装置

４　破壊に係る設備並びに当該設備の処理能力及び構造

５　破壊された特定物質等の種類及び数量並びに破壊された特定物質等の種類及び数量の計測の方法及び計測の時期

６　破壊された特定物質等の種類及び数量の計測を行つた機器の校正の時期

７　破壊された特定物質等の入荷年月日、入荷数量及び入荷元

８　破壊された年月日

９　破壊時の破壊効率

様式第１０（第１０条の４関係）

特定用途として使用された法第１３条第１項の政令で定める特定物質等の製造確認申請書

年　月　日

経済産業大臣　　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名　　㊞
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第１３条第１項の確認を受けたいので、同条第２項の規定により次のとおり申請します。

１　特定用途として使用された法第１３条第１項の政令で定める特定物質等の種類及び数量
２　製造しようとする法第１３条第１項の政令で定める特定物質等の製造及び貯蔵の場所
３　副生成物として議定書附属書ＦのグループⅡに属する物質が生じる場合にあつては、当該物質の破壊を行う者の氏名（法人にあつては、その名称及び当該法人の代表者の氏名）及び住所並びに破壊方法

備考

１　様式第１０の２による証明書その他の法第１３条第１項の政令で定める特定物質等の特定用途としての使用に係る証明書を添付すること。
２　数量の単位はキログラムとし、小数点第１位を四捨五入して記入すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
５　法人番号の指定を受けた者は、１３桁の法人番号を記載すること。

使用されることが確実である場合について、この様式による要領で作成する場合にあつては、特定用途として使用された場合に係る相当用語を使用されることが確実である場合に係る相当用語に書き換えるものとすること。

様式第１０の２（第１０条の４関係）

法第１３条第１項の政令で定める特定物質等の特定用途としての
使用に係る証明書

年　月　日

経済産業大臣　　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名　　㊞
住所
法人番号

法第１３条第１項の政令で定める特定物質等が特定用途に使用されたことを別紙のとおり証明します。

備考

１　数量の単位はキログラムとし、小数点第１位を四捨五入して記入すること。

２　別紙は、別紙１．に記載される者ごとにそれぞれ作成し、その同意書を添付すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

５　法人番号の指定を受けた者は、１３桁の法人番号を記載すること。

使用されることが確実である場合について、この様式による要領で作成する場合にあっては、特定用途として使用された場合に係る相当用語を特定用途として使用されることが確実である場合に係る相当用語に書き換えるものとすること。

別紙

１　特定用途として使用した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

２　使用に係る設備及び貯蔵の場所

３　使用に係る設備の機能及び構造

４　使用した法第１３条第１項の政令で定める特定物質等の種類

５　使用した法第１３条第１項の政令で定める特定物質等の入荷年月日、入荷数種及び入荷元

６　特定用途として使用した法第１３条第１項の政令で定める特定物質等の数量